



平成26年5月2日

社団法人熊本県建築士会 御中

国土交通省大阪航空局福岡空港事務所

福岡空港周辺における高さ制限 WEB 照会システムの導入について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、福岡空港の管理、運用にご協力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、空港周辺におきましては、航空機の離着陸の安全性を確保するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があり、航空法第49条第1項及び第56条の3第1項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

貴会内におかれましては、従前より建築確認等の際、本件に関して、ご周知及びご指導等ご協力を頂いているところですが、昨年10月より国土交通省大阪航空局ホームページに、航空法上の高さ制限についてインターネットにより確認できるサービスを開始いたしました。つきましては、貴会内でのご周知について、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

(問い合わせ)

福岡空港事務所 総務課

TEL 092-621-2221

[添付資料]

- ・国土交通省大阪航空局福岡空港事務所よりお知らせ
- ・福岡空港高さ制限回答システム操作説明書
- ・高さ制限のお知らせとお願い（イラスト）
- ・各空港制限表面区域図（福岡空港事務所からのお知らせ）
- ・福岡空港制限区域図（市町村別）
- ・航空法第49条、第56条の3抜粋
- ・「空港周辺における建物等設置の制限」（パンフレット）



福岡空港事務所からのお知らせ

10月1日より航空法上の高さ制限について、
インターネットによる確認サービスを始めました！！

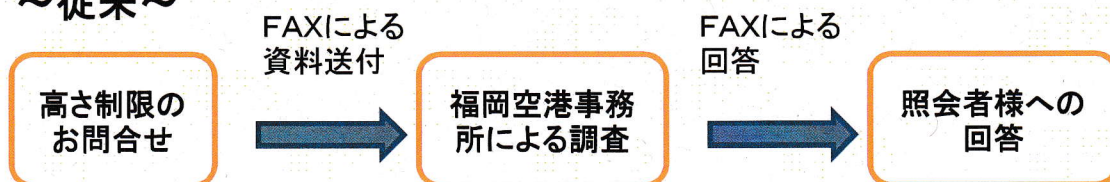
<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>

「大阪航空局」を検索⇒大阪航空局HPトップ⇒お知らせ
⇒「空港周辺における建物等設置の制限」ページより

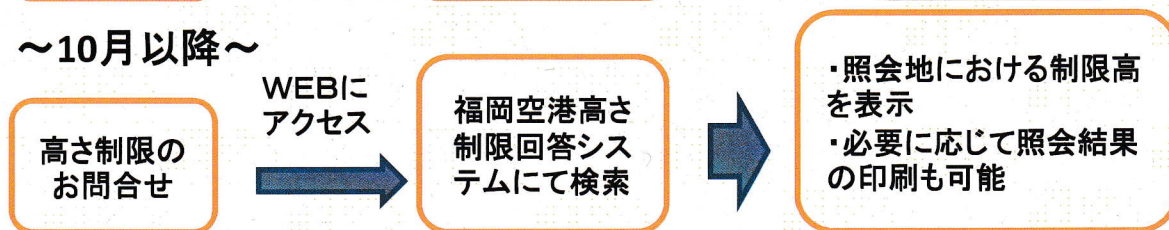
既存物件の売買に際しての照会はインターネット上の
「福岡空港高さ制限回答システム」により即座に回答され
ます。

福岡空港に係る高さ制限(航空法第49条および第56条の三)について、

～従来～



～10月以降～



24時間・365日 照会可能となります！！

照会結果画面にて制限表面の種類:「進入表面・延長進入表面・転移表面」
の何れかが表示されている地点において、建物の新築・建て替え・改築・またそ
れに伴う工事等を予定されている場合は福岡空港事務所までお問合せください。

～お問合せ窓口～ 福岡空港事務所 092-621-2221

平日 9:30～12:00、13:00～17:00